

公立大学法人旭川市立大学 中期計画

(令和5年4月から令和11年3月)

目次

第1	中期目標を達成するための基本的な方針	1
第2	中期計画の期間	1
第3	教育研究上の基本組織	2
第4	教育等に関する目標を達成するための措置	2
第5	研究に関する目標を達成するための措置	6
第6	地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
第7	国際交流に関する目標を達成するための措置	7
第8	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	7
第9	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	8
第10	自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置	8
第11	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	9
第12	予算、収支計画及び資金計画	11
第13	短期借入金の限度額	17
第14	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	17
第15	剰余金の使途	17
第16	その他、旭川市の規則で定める業務運営に関する事項	17

第1 中期目標を達成するための基本的な方針

学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。

ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。

この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。

第2 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。

第3 教育研究上の基本組織

中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

ア 旭川市立大学

学部	経済学部
	保健福祉学部
	地域創造学部
研究科	地域政策研究科

イ 旭川市立大学短期大学部

学科	食物栄養学科
	こども地域学科

令和8年4月に、大学の新たな学部として、データサイエンスを活用し、他者と連携して地域や社会の課題解決につなげていくことができる人材育成を目指す地域創造学部を設置し、また、短期大学部の幼児教育学科については、地域との連携と協働を意識してこれまで実践してきた幅広い学びをより明確な形で地域社会に示していくため、名称をこども地域学科へと変更することとした。

引き続き、教育研究組織の見直しについては、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討することを原則とし、自己点検・評価の結果及び第三者評価委員会の評価結果並びに大学運営会議からの要請等に基づいて行う。

第4 教育等に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) アドミッション・ポリシーを周知するため、本市地域をはじめ、北海道内外へ広く効果的な広報活動及び学生募集活動を実施する。
- 2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。
- 3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。
- 4) 国の入試制度改革に合わせ、本学の入試制度の見直しを行う。
- 5) 留学生受け入れ強化策として、英語版ホームページの導入を検討する。

【指標】

- ・入学定員充足率 100%を確保
- ・入学者に対する地域内比率：30%以上

※ 地域内は、入学者選抜の地域枠で指定する旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町の1市8町とする。

<短期大学部>

アドミッション・ポリシーに対する認識の保持と、入学後資格取得のための学修に対する理解と意欲向上のために、入学前教育（プレカレッジプログラム）を継続して実施する。

（２）学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部共通>

- 1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通して開催する。
- 2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通じたキャリア教育を充実させる。
- 3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。
- 4) 卒業生及び就職先へのアンケートを年1回実施し、キャリア支援に活用する。
- 5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度を活用するとともに、奨学金・貸付金制度全般について広く周知する。
- 6) 休・退学を予防するため、合理的な配慮を要する学生への支援を含め、学修・学生生活の充実に向けた支援体制を構築する。
- 7) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制を構築する。
- 8) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制と、学生を健康面から支える保健室体制を整備する。
- 9) 保健室に常駐のスタッフを配置する。

【指標】

- ・就職率（就職者数/就職希望者数）の目標値：100%
- ・学生満足度調査(肯定的評価の回答率)の目標値：80%以上（5段階評価の上位2つ）

<経済学部>

キャリア教育の一環としてゼミナール活動発表会を開催し、参加者（経営者及び行政・教育関係者）から評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。

<保健福祉学部コミュニティ福祉学科>

年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を継続実施する。

【指標】

- ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上
- ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上

<保健福祉学部保健看護学科>

国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続実施する。

【指標】

- ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上
- ・国家試験講座の出席率の目標値：平均60%以上

<地域創造学部地域創造学科>

キャリア開発や地域インターンシップ等のカリキュラムを通じて、体系的なキャリア教育を行い、各学生が自らのキャリア・デザインを明確にできるよう支援する。

<短期大学部>

- 1) 実践的な就職対策講座を実施する。
- 2) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテストを複数回実施し、社会人基礎力の向上（達成）度を測定する。
- 3) 卒業生のキャリアアップのためのリカレント教育を充実させる。

【指標】

- ・卒業生の管理栄養士国家試験合格者数：10人以上
- ・3年後離職率：40%以下（短大生全国平均42%）

(3) 教育に関する目標を達成するための措置

<学部、短期大学部、大学院共通>

- 1) カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し周知を徹底する。
- 2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修を促進する。

<経済学部>

- 1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを継続する。
- 2) 国内提携大学との交流（単位互換、学生交換等）を推進する。
- 3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。
- 4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。

<保健福祉学部>

ジェネリックスキルテストを継続し、学修ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。

<保健福祉学部コミュニティ福祉学科>

- 1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正により、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。
- 2) 介護福祉士養成課程を令和5年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。

<保健福祉学部保健看護学科>

- 1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせたカリキュラムにより、地域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。
- 2) 個人面談や臨床実習時に実践活用している学修ポートフォリオを継続実施し、振り返りを適時学生の評価も踏まえながら行い、学生個人への学修支援を継続する。

<地域創造学部>

- 1) ジェネリックスキルテストを実施し、学修ポートフォリオを併用して、学生の学修過程及び学修プロセスを評価する。
- 2) 文理融合教育により、地域の多様な課題に主体的に挑戦する意欲を有する人材の養成を図る。
- 3) PBL（プロジェクト型学習）関連科目を通じて、地域課題を発見し、その課題に対して関係組織等と協働して取り組む力を育み、的確な思考力・判断力を備えた人材の養成を図る。

<大学院>

- 1) 少子高齢化など地域社会が直面する諸課題を解決し、大学院における研究指導体制の充実を図るため、看護・福祉分野の科目増設の検討を進める。
- 2) 人口減少社会における地域経済の振興、高齢者福祉・看護などの社会保障政策に関する修士論文指導を行う等、更なる研究指導体制の充実に取り組む。
- 3) 地域社会で活躍する実務家に対し、実務分野の高度かつ体系的な理解を深められるよう研究指導体制の充実を図る。
- 4) 本学の理念と経済のグローバル化を踏まえ、国際的視野を持った研究テーマ（例えば、国際経済学や開発経済学など）に関する研究指導体制の強化を図る。

<短期大学部>

- 1) 食、教育、福祉分野において求められる高度な専門性を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした、教育効果を高めるためのカリキュラムの検討を実施し、それに基づいて共通教養科目や専門科目の再編成や体系的な配置を段階的に行う。

- 2) 新たな資格（初級パラスポーツ指導員、こども音楽療育士）取得課程の導入により、基礎資格（栄養士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許）取得課程における専門的学修を深化させる。
- 3) 学修成果の可視化を継続的に実施し、学生が自らの学修に資するとともに、カリキュラムのあり方に関する検討に反映させる。

第5 研究に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学と地域を結ぶリエゾン機能を一層強化し、地域の課題解決や活性化に寄与する研究を推進するため、地域研究所を廃止し、令和5年度に地域連携研究センターを設置する。
- 2) 地域連携研究センターにおいて、教員の教育研究成果を一元管理し、外部資金獲得に向けた支援を強化する。
- 3) 教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を促進し、研究活動を充実させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。
- 4) 外部研究資金の情報を積極的に収集し、外部研究資金への応募(申請)や採択に繋がるよう促進する。
- 5) 教育研究成果について、研究者データベース(研究者総覧)の構築と利用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、大学・短期大学部紀要等で積極的に発信する。

【指標】

- ・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請率（申請数/全教員数）：中期計画期間平均12%以上
- ・共同研究、委託研究事業件数：中期計画期間平均3件以上

第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置

<学部・短期大学部・大学院共通>

- 1) 大学と地域を結ぶリエゾン機能を一層強化するため、地域研究所を廃止し、新たに地域連携研究センターを令和5年度に設置する。
- 2) 自治体、企業等と連携し、地域の活性化に向けた事業や地域ニーズ（課題）に応じた研究を推進する。研究成果はその発表会を通じ、地域社会に分かりやすく発信し、研究成果の活用を促進する。
- 3) 社会・地域連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、本学における教員及び教育研究活動については、それらのデータベース化を進め、その公開・共用により、地域社会、産業界等との交流の促進を図る。
- 4) 地域ニーズに対応した栄養士、保育士、幼稚園教諭、看護師、社会福祉担当職員等のリカレント教育を実施する。

- 5) 高大連携事業は高校生を対象としたプログラムを充実させるとともに、新たに小・中学校を対象とした連携プログラムを企画・実施し、人材育成に寄与する。また、一般市民向けの生涯学習の場としての講座を継続して開催する。
- 6) 大学図書館は、一般市民に開放するとともに、企画展の実施など、保有する情報資源を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組む。

【指標】

- ・「研究会・公開講座・シンポジウム」開催目標：年平均2回以上
- ・高校出張講義開催目標：年平均30講義以上
- ・生涯学習講座（公民館事業）開催目標：年平均40講座以上
- ・図書館利用者数（学外）：中期計画最終年度利用者数800名

<大学院>

修士論文の作成及び修士課程の修了を通じて、国家資格を有する高度な人材（税理士、教職の専修免許状取得者など）を輩出し、地域社会の発展に貢献する。

第7 国際交流に関する目標を達成するための措置

- 1) 連携協定を締結している大学との留学生双方向交流の拡大、教育研究上の交流拡大等、国際交流の活性化を図る。
- 2) オンライン授業やウェブ会議の導入等、国際交流の拡大に向けた環境整備についての検討を行う。
- 3) 日本人学生と留学生、留学生と地域社会との交流事業を支援する。

【指標】

- ・水原大学校学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各1名以上
- ・ハロン大学学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各1名以上

第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために、学内措置により設置する「大学運営会議」を機能させる。
- 2) 学部長等のリーダーシップの下、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や学部等の運営を行うための体制整備を進める。

(2) 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務について、事務局組織が適切に担いよう事務局組織の再編を行うとともに、事務機能の情報化（デジタル化）を推進する。
- 2) 公立大学法人移行後における事務等の効率化・合理化に向けて、外部委託の検討や、経理、人事等の業務処理の電子化を一層進める。
- 3) 教職協働に向けて、教育研究活動の支援、事務等の効率化・合理化に資する知識、技能の修得・向上を目的に FD・SD 等を推進する。

（3）人事制度に関する目標を達成するための措置

- 1) 教員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討を進める。
- 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適性等を勘案しつつ定期的に人事異動を行い、職務を通じた能力の向上を図るとともに、組織全体の活性化及び業務運営の円滑化を図る。
- 3) 公立大学法人化後の教職員人事に関する諸規定を適切に見直し、また、社会における働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築を進める。

第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

（1）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

- 1) 外部資金については、関連情報を幅広く収集し、適時に提供できる体制を整備するとともに、本学の研究内容や研究成果等に係る情報を広く社会に発信することにより、外部資金の一層の獲得に努める。
- 2) 本学教員の外部資金への応募状況と採択及び獲得額の状況について、毎年度、学部等別に整理し公表する。

（2）経費節減に関する目標を達成するための措置

- 1) 法人の健全な経営を確保するために、全教職員がコスト意識を持ち、業務の改善・見直しに取り組む。
- 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しを進めるなど、経費の効率的な執行に取り組む。
- 3) 光熱水費については、教育研究の充実に伴い増加が予想されるが、その使用実態等の把握に基づいた情報を公表するとともに、省エネルギーに関する啓発活動を行うことにより、その抑制に努める。

第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置

- 1) 自己点検・評価結果並びに旭川市公立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価結果を踏まえ、PDCA サイクルに基づく内部質保証システムの構築を目指す。
- 2) 社会に対する説明責任を果たすため、学生による授業評価、大学の授業改善計画及び学生の成績評価（GPA）をホームページ等により公開する。
- 3) 大学・大学院について、第三者機関による認証評価を令和5年度に受審する。
- 4) 短期大学部について、認証評価機関による認証評価を令和10年度に受審する。

(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置

- 1) 高等学校及び入学希望者へ入試情報等を速やかに公開するための環境整備を行う。
- 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料やホームページ並びにSNS(facebook、twitter、instagram、YouTube)を活用し、より効果的に分かり易く公開・提供する。
- 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて公表する。

第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

- 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与えることを再確認し、本学の構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。
- 2) 研究公正推進委員会と人権擁護委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令順守と人権侵害防止の徹底を図る。

(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 防災訓練計画を作成し、防災訓練を実施する。
- 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。
- 3) 研究公正推進委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。
- 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、感染症への感染対策を継続して実施する。

(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置

- 1) 施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。
- 2) 外部（地域）からの施設・設備利用希望に対し、可能な範囲で対応する。

(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech（エドテック/教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）を意識した環境整備を行う。

第 12 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和 5 年度～令和 10 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 6 7 9
授業料等収入	4, 8 4 7
受託研究等収入	8
受託事業等収入	6
寄附金収入	2
補助金収入	0
その他の収入	2 4
計	1 0, 5 6 6
支出	
人件費	5, 9 5 9
教育研究費	3, 1 5 2
受託研究等経費	8
受託事業等経費	6
一般管理費	1, 4 4 1
計	1 0, 5 6 6

1) 人件費の見積り

中期目標期間中、総額 5, 9 5 9 百万円を支出する。上記金額は、令和 5 年度の人件費見積額を基礎として、以後は人事に関する計画に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものである。

令和8年度～令和10年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 0 1 9
授業料等収入	2, 7 8 7
受託研究等収入	6 0
受託事業等収入	4
寄附金収入	3 1
補助金等収入	2 9
その他収入	2 4
目的積立金取崩収入	7 2
計	7, 0 2 7
支出	
人件費	4, 4 9 2
教育研究費	2, 0 3 6
受託研究等経費	6 0
受託事業等経費	4
一般管理費	4 3 4
計	7, 0 2 7

2 収支計画

令和5年度～令和10年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,599
經常経費	10,563
業務費	10,394
教育研究経費	2,979
受託研究経費	8
受託事業経費	6
人件費	5,959
一般管理費	1,441
雑費	0
減価償却費	169
臨時損失	36
収益の部	11,856
經常利益	10,566
運営費交付金収益	5,679
授業料等収益	4,847
受託研究等収益	8
受託事業等収益	6
寄附金収益	2
補助金等収益	0
雑益	24
臨時利益	1,290
純利益	1,257
総利益	1,257

令和5年度の地方独立行政法人会計基準改訂に伴い、純利益及び総利益は、公立大学法人化時における学校法人からの固定資産の寄附相当額及び公立大学法人化後における取得固定資産から減価償却費を差し引いた相当額を計上している。

令和8年度～令和10年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7, 2 9 2
經常費用	7, 2 9 2
業務費	6, 9 2 4
教育研究経費	1, 9 3 3
受託研究等経費	6 0
受託事業等経費	4
人件費	4, 4 9 2
一般管理費	4 3 4
雑損	0
減価償却費	3 6 8
臨時損失	0
収益の部	6, 9 5 5
經常収益	6, 9 5 5
運営費交付金収益	4, 0 1 9
授業料等収益	2, 7 8 7
受託研究等収益	6 0
受託事業等収益	4
寄附金収益	3 1
補助金等収益	2 9
雑益	2 4
臨時利益	0
純利益	△ 3 3 7
目的積立金取崩	3 3 7
総利益	0

3 資金計画

令和5年度～令和10年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,566
業務活動による支出	10,394
投資活動による支出	172
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	10,566
業務活動による収入	10,566
運営費交付金収入	5,679
授業料等収入	4,847
受託研究等収入	8
受託事業等収入	6
寄附金収入	2
補助金等収入	0
その他収入	24
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

資金計画は一定の仮定のもとに計算した数値である。

令和8年度～令和10年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	7, 0 2 7
業務活動による支出	6, 9 2 4
投資活動による支出	1 0 3
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	7, 0 2 7
業務活動による収入	6, 9 5 5
運営費交付金収入	4, 0 1 9
授業料等収入	2, 7 8 7
受託研究等収入	6 0
受託事業等収入	4
寄附金収入	3 1
補助金等収入	2 9
その他収入	2 4
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	7 2

注) 前年度よりの繰越金は、目的積立金取崩相当額である。

第 13 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

2 億円

(2) 想定される理由

事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第 14 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 15 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第 16 その他、旭川市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

屋上防水工事に関する計画を立てて修繕を行うとともに、その他キャンパス内の環境整備に関する修繕計画を立て、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。具体的な修繕予算については毎年度の予算編成の中で整理する。

(2) 人事に関する計画

1) 適切な教職員配置

①今後の業務の複雑化に対応し、優秀な教職員を人事計画に沿って増員する。また、教職員の採用や昇任、及び任期制の適正な運用を実現する。

②安定した業務遂行と事務職員の長期的なキャリアパスとモチベーション向上を図るため、事務組織全体の適正化を実施する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

(5) その他法人の業務運営に関し必要な事項

公立化後の定員充足状況や地域における進学傾向を随時把握し、将来的な教育組織の在り方について検討する。